

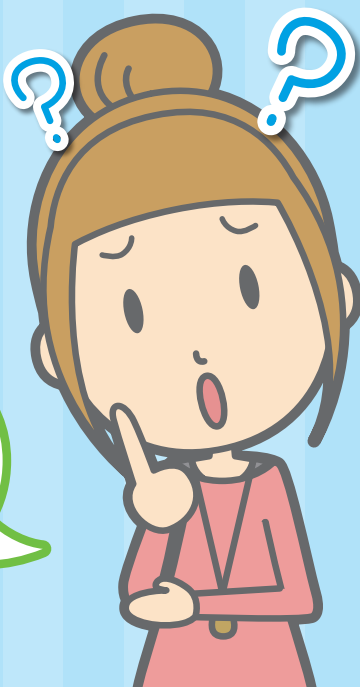
こんなとき、どうしたら？

土地の境界についての不安を解消！

さまざまなお悩み、ご相談ください。

親から聞いた境界と違う…

お隣と境界線の確認ができない



境界杭が無くなっている？

お隣のブロック塀が越境しているかも？

無料

「土地の境界問題に関する相談所」

土地の境界についての悩みやトラブルなどの解決手段を相談できるエリアを神戸地方法務局に設けております。弁護士と土地家屋調査士が、裁判とは異なるトラブル解決手段の効果や費用などについて説明し、適切な機関を紹介します。ぜひ、ご利用ください。

裁判とは異なる解決手段があります。

【筆界特定制度】

筆界特定とは、実地調査や測量を含むさまざまな調査を行った上、もともとあった筆界を「筆界特定登記官」が明らかにすること。

【土地家屋調査士会ADR】

土地の境界にかかわる民事紛争解決のために、弁護士と土地家屋調査士が調停員として当事者間の話し合いのお手伝いをしています。

*ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略称で、「裁判外紛争解決手続」のこと。

土地の境界問題に関する相談所

日時 第2・第4水曜日
午後1時～4時

相談無料

事前予約制

会場 神戸地方法務局
筆界特定室(3階西側)
〒650-0042
神戸市中央区波止場町1番1号
神戸第2地方合同庁舎

主催 境界問題相談センター
ひょうご
〒650-0017
神戸市中央区楠町2丁目1番1号
兵庫県土地家屋調査士会館3階

後援 兵庫県弁護士会



※相談に際してお聞きした氏名、住所、電話番号などの個人情報及び相談内容などについての秘密は厳守します。

ご相談希望日の前日、正午までに電話で予約してお越しください。

土地の境界問題に関する相談所

〒650-0042
神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎
TEL.078-392-1896(神戸地方法務局 筆界特定室)